

令和 3 年(2021 年)4 月 2 月

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第 43 回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

昨日、国においては、宮城県、大阪府及び兵庫県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。これを受けて、道としては、「感染の再拡大防止に向けて」を一部改訂し、道民の皆様に対して、『「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされた宮城県、大阪府及び兵庫県との不要不急の往来を控える」ことについて要請することといたしました。

つきましては、貴団体・事業者の皆様におかれましても、この度の道の決定内容について、御理解、御協力をいただくとともに、引き続き、感染の拡大防止に向けて、札幌市における感染リスクを回避できない場合の外出・往来の自粛はもとより、マスクの着用などの基本的な感染防止行動の実践や感染リスクが高いとされる飲食の場面における感染防止対策などについても、改めて、徹底いただきますよう、よろしくお願いします。

記

- 感染の再拡大防止に向けて（令和 3 年 4 月 5 日改訂）
～ 別添「資料 5」のとおり

〔 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368 〕